

諮問第10、11、12号（情報公開）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

諮問第10、11、12号の各公文書公開請求につき、川口市長が川口市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき公開請求に係る公文書の一部を公開することとした決定は、いずれも妥当である。

### 第2 不服申立ておよび審査の経緯

#### 1 諮問第10号の不服申立ての経緯

(1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成23年7月27日、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書の公開を請求した。

ア 東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道取付管工事に於ける請求書に対する支出伝票、またその支払の内訳がわかる文書

イ 東内野〇〇〇〇〇の工事（平成21～22年）にかかる様式第2号私道共同排水設備工事設計書

(2) 実施機関は、平成23年8月17日、条例第11条第1項に基づき、申立人の公開請求に係る公文書、公開しない部分および理由は、それぞれ次のとおりであるとして、公開請求に係る公文書の一部を公開する決定（以下「部分公開決定」という。）をした。

ア 公開請求に係る公文書

（ア）支出負担行為兼支出命令書（上記(1)アのうち、「請求書に対する支出伝票」に該当）

（イ）請求書兼納品書（同上）

（ウ）公道内取付管設置工事積算書（上記(1)アのうち、「支払の内訳が分か

る文書」に該当)

(エ) 私道共同排水設備工事設計書(様式第2号)(上記(1)イに該当)

イ 公開しない部分及び理由

(ア) 氏名 条例第7条第2号に該当する。

(イ) 印影 条例第7条第3号に該当する。

(ウ) 単価、金額、諸経費 条例第7条第6号イに該当する。

(3) 申立人は、平成23年8月18日、上記部分公開決定の取消しを求めて、実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。

(4) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成23年9月2日付で理由説明書が提出された。

## 2 諮問第11号の不服申立ての経緯

(1) 申立人は、平成23年8月24日、条例第6条第1項に基づき、実施機関に対し、次の公文書の公開を請求した。

ア 東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道工事に伴う公道取付管工事の工事完成報告書

イ 東内野〇〇〇〇〇・東内野〇〇〇〇〇の宅内排水設備完成検査の記録

ウ 平成22年7月22日に川口市下水道指定工事店停止処分を受けたさいたま設備工業の処分に関する全ての文書

(2) 実施機関は、平成23年9月14日、条例第11条第1項に基づき、公開しない部分および理由は、それぞれ次のとおりであるとして、部分公開決定をした(なお、公文書部分公開決定通知書において上記(1)ウを公開しない部分としたのは誤記であり、当該文書は公開されている。)

ア 上記(1)アのうち印影 条例第7条第3号に該当する。

イ 上記(1)イの全部 条例第7条第2号、第3号、第4号に該当する。

(3) 申立人は、平成23年9月20日、上記部分公開決定の取消しを求めて、

実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。

(4) 審査会の審査に際し、実施機関から平成23年10月7日付で理由説明書が提出された。

### 3 諮問第12号の不服申立ての経緯

(1) 申立人は、平成23年9月14日、条例第6条第1項に基づき、実施機関に対し、次の情報の開示を請求した。

ア 私道下水道工事に関する工事検査基準のすべて

イ 東内野〇〇〇〇〇から半径100m位まで雨水分流に関し分流していない宅（地図上表示で可能）

ウ 東内野〇〇〇〇〇公道取付管工事に関し支払請求以外のすべて

エ 宅内排水設備工事に係る工事完了後検査の検査基準のすべて

(2) 実施機関は、平成23年10月6日、条例第11条第1項に基づき、公開しない部分および理由は、それぞれ次のとおりであるとして、部分公開決定をした。

ア 上記(1)イの全部 条例第7条第2号、第4号に該当する。

イ 上記(1)ウのうち、印影 条例第7条第3号に該当する。

同 氏名、住所、電話番号 条例第7条第2号に該当する。

ウ 上記(1)エの全部 条例第2条第2号ア（公文書に該当しない。）

(3) 申立人は、平成23年10月25日、上記部分公開決定の取消しを求めて、実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。

(4) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成23年11月15日付で理由説明書が提出された。

### 4 当委員会の審査

当審査会は、平成23年12月14日および平成24年1月27日に実施機

関の職員らから意見を聴き、平成23年12月22日に申立人および同補佐人から口頭意見陳述を受けた。

### 第3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

#### 1 諮問第10号について

- (1) 実施機関が公開しない部分のうち、氏名は、公道内取付管工事積算書に記載されている申請者の氏名である。この情報は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当する。
- (2) 実施機関が公開しない部分のうち、印影は、公道内取付管工事の請求書兼納品書に押捺された債権者（事業を営む個人）の印影である。この情報が公開された場合は、当該債権者の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、この情報は、条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると判断される。
- (3) 実施機関が公開しない部分のうち、単価、金額、諸経費は、公道内取付管工事積算書に記載された工事費目の単価、金額および諸経費ならびに私道共同排水設備工事設計書に記載された工事費目の単価および金額である。これらの情報は、川口市（以下「市」という。）が工事業者に委託して施工する公道内取付管設置工事および市の補助事業である私道共同排水設備工事について、市が工事費を積算し査定するときの基礎となる情報であるから、これらの情報が公開された場合は、市の査定額が容易に推定されることになり、市の契約、交渉における市の財産上の利益または当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第6号イの非公開情報に該当すると判断される。
- (4) よって、以上の公開しない部分を非公開とした実施機関の決定は、いずれも妥当であると判断される。

#### 2 諮問第11号について

(1) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道工事に伴う公道取付管工事の工事完成報告書」のうちの印影は、公道内取付管工事の請負人（事業を営む個人）の印影である。この情報が公開された場合は、当該請負人の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、この情報は、条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると判断される。

(2) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇・東内野〇〇〇〇〇〇の宅内排水設備完成検査の記録」に該当する文書は、排水設備工事完了届および排水設備設置確認申請書である。

上記各文書には、排水設備工事の申請人の氏名および住所が記載されており、これらの情報は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当すると判断される。

また、上記各文書には、排水設備工事の施工者（法人）の印影が押捺されているが、この情報が公開された場合は、当該施工者の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、この情報は、条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると判断される。

さらに、上記文書のうち排水設備設置確認申請書には、排水設備工事を施工した居宅の玄関、トイレ、洗面所、浴場、台所等の位置が記載された間取り図が添付されているが、これが公開された場合は、特定の個人の居宅の入口や内部の位置関係が明らかとなり、住居侵入、窃盗（空き巣）等の犯罪に利用されるおそれのあることが否定できないから、当該文書は、条例第7条第4号の非公開情報に該当すると判断される。

(3) よって、以上の公開しない部分を非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断される。

### 3 諮問第12号について

(1) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇から半径100m以内まで雨水分流に関し分流していない宅（地図上表示で可能）」に該当する文

書は、誤接箇所図・異常箇所図、誤接箇所・異常箇所一覧表および誤接続箇所（平面）配置図である。これらの文書には、誤接続箇所の使用者の住所、氏名、異常内容（誤接続箇所とその数）、誤接続箇所の位置が記載されている。使用者の住所、氏名は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当することが明らかであるが、誤接続箇所があること、誤接続箇所の位置、数等も、個人の財産に関する情報であるから、これらの情報も条例第7条第2号本文の非公開情報に該当すると判断される。

また、上記文書のうち、誤接続箇所（平面）配置図には、誤接続箇所の使用者の居宅の玄関の位置等が記載されているが、これらが公開された場合は、住居侵入、窃盗（空き巣）等の犯罪に利用されるおそれのあることが否定できないから、当該文書は、条例第7条第4号の非公開情報に該当すると判断される。

- (2) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇公道取付管工事に関し支払請求以外のすべて」のうちの氏名、住所および電話番号は、公道内取付管設置申請書、公道内取付管設置許可書（控）、舗装自費復旧願書、道路掘削申請書兼許可書、立会依頼書および公道内取付管設置しゅん工届に記載された申請者の氏名、住所および電話番号（これらの一部のみが記載されている場合を含む。）ならびに立会票に記載された工事責任者の氏名である。当該申請者の氏名、住所および電話番号ならびに工事責任者の氏名は、特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当すると判断される。
- (3) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇公道取付管工事に関し支払請求以外のすべて」のうちの印影は、公道内取付管設置申請書、舗装自費復旧願書、立会依頼書および公道内取付管設置しゅん工届に押捺された申請代理人（施工者）等である事業を営む個人又は法人の印影である。この情報が公開された場合は、当該申請代理人（施工者）等である事業を営む

個人または法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、この情報は、条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると判断される。

(4) 実施機関が公開しない部分のうち、「宅内排水設備工事に係る工事完了後検査の検査基準」は、川口市下水道条例および同条例施行規則に規定されている、この条例および規則は公開されており、一般に容易に入手することができるものであるから、条例第2条第2号アに該当し、公開請求の対象とはならない。

(5) よって、以上の公開しない部分を非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断される。

4 以上により、諮問第10、11、12号の各公文書公開請求につき川口市長がした部分公開決定は、いずれも妥当であると判断される。

平成24年 7月13日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 田村 泰俊